

投票所に入りにくい方

投票所の入口には、投票所に入りにくい方として、①選挙人②投票所の事務に従事する方③投票所を監視する職権を有する方④警察官⑤幼児その他投票管理者が認められた方」と記載したものを掲示しています。幼児（一般的に未就学児）は、「記載台に顔が出ない程度」をひとつの目安にして、選挙人が同伴し投票所内に入りにくいことが認められています。逆にそれより少し大きいお子さんは、投票所の出入口付近で待機していただくようお願いしています。

また、期日前投票所では、いすが設置されていますので、座って待つていただいています。それは、選挙人すべての方の「投票の秘密」を確保しなければならぬからです。

記載台から顔が出るくらいのお子さんと一緒に投票所に行く場合には、記載台の所まで連れ添うことはできませんが、投票所内の係員が指示する場所での様子を見学することは差し支えありませんので、お気軽に申し出てください。



投票所に入りにくい方

- 1 選挙人
- 2 投票所の事務に従事する方
- 3 投票所を監視する職権を有する方
- 4 警察官
- 5 幼児その他投票管理者の認められた方

（公職選挙法第58条）

期日前投票 & 不在者投票

投票日当日に次のような理由で投票所に行けない見込みの場合は、期日前投票や不在者投票ができます。

- ◆投票日に仕事をする予定の場合
- ◆レジャーや買い物など、私用のためご自分の投票区の区域外へお出かけ、または滞在中の場合
- ◆病気、けが、出産などにより歩くことが困難な場合

期日前投票の方法

市内には2か所の期日前投票所があります。できるだけ投票所整理券をお持ちになり、受付で期日前投票宣誓書（兼請求書）に必要事項を記入のうえ、投票してください。

なお、期日前投票の会場と期間は、左記のとおりです。会場により期間や時間が異なりますので、ご注意ください。

不在者投票の方法

①滞在先で投票する場合

不在者投票宣誓書兼請求書（用紙は所沢市のホームページで入手可能、FAXでも取り寄せ可能）に必要事項を記入し、事前に所沢市選挙管理委員会に投票用紙などを請求（郵送可、FAX・電子メールによる提出不可）してください。滞在地の選挙管理委員会では不在者投票をすることができます。

◎郵送等に日数がかかりますので、お早めに請求してください。

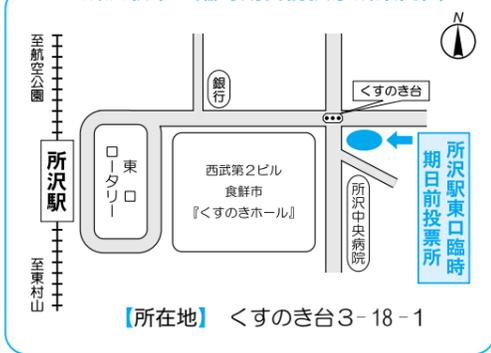
②不在者投票指定施設（病院や介護施設など）に入院・入所している方が投票する場合 ※左記一覧参照

施設長などに申し出て、その施設内で投票することができます。

●期日前投票所開設期間●		
会場	所沢市役所期日前投票所 (市役所1階市民ギャラリー)	所沢駅東口臨時期日前投票所 (第2市民ギャラリー) ※下図参照
期間	8/10(金)～8/25(土)	8/20(月)～8/25(土)
時間	午前8:30～午後8:00	午前9:30～午後7:00

●所沢市内の不在者投票指定施設一覧●		
病院	老人ホーム等	その他の施設
<ul style="list-style-type: none"> ・所沢中央病院 ・西埼玉中央病院 ・所沢市民医療センター ・瀬戸病院 ・防衛医科大学校病院 ・吉川病院 ・所沢第一病院 ・所沢リハビリテーション病院 ・東所沢病院 ・介護老人保健施設所沢ロイヤルの丘 	<ul style="list-style-type: none"> ・亀鶴園 ・康寿園 ・亀令園 ・ロイヤルの園 ・所沢やすらぎの里 ・健寿園 ・東所沢みどりの郷 ・千寿里 ・飛鳥野の里 ・ケアハウスロイヤルの園 ・所沢けやき ・ピアラ小手指 ・ところの苑 ・所沢かがやきの里 	<ul style="list-style-type: none"> ・国立身体障害者リハビリテーションセンター

■所沢駅東口臨時期日前投票所案内図



選挙公報のごあんない

埼玉県知事選挙立候補者の選挙公報はポストイン（ご自宅のポストに直接戸別配布）でお配りします。選挙公報は告示後に立候補者が確定してから印刷されるため、皆さんのご自宅に配布されるまでに、1週間程度かかります。ご了承ください。

ところバスの側面と背面に「めいすいくん」をプリントした車両が選挙の期間限定で運行します

どうそみなさんご注目ください!

テレホンガイドところざわ

フリーダイヤル **0120-432-834**

【ご利用方法】 **通話料無料!**

- ①0120-432-834に電話します。
- ②案内が流れます。聞きたい項目のガイド番号をダイヤルしてください。

- 761…寄付の禁止
- 762…期日前投票・不在者投票
- 763…期日前投票・不在者投票の場所と期間
- 764…投票できる人・できない人
- 765…投票所整理券
- 766…投票速報・開票速報
- 767…選挙管理委員会からのお知らせ

「存知ですか?」

郵便等による不在者投票

身体に重度の障害がある方のうち次の方などは、自宅等において投票を行い、それを郵送することによって投票をすることができます。

（身体障害者手帳をお持ちの方）

- ◆両下肢・体幹・移動機能の障害の程度が1級もしくは2級の方
- ◆心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこうもしくは小腸の障害の程度が1級もしくは3級の方
- ◆免疫の障害の程度が1級もしくは3級の方

（介護保険被保険者証をお持ちの方）

- ◆要介護区分が「要介護5」の方
- ◎申請手続きの方法や該当する障害の程度等の詳細は、選挙管理委員会事務局へお早めにお問い合わせください。

代理投票

投票の意思があってもみずから投票用紙に候補者の氏名等を記載することができない場合は、投票所の係員に申し出てください。事由があること認められた場合、代理人2名（投票用紙に記載する者と正しく記載されたか確認する者）によって代理投票をすることができます。

また、期日前投票の場合でも代理投票はできませんので、希望する方は係員に申し出てください。